平成２３年（フ）第３８８号
徳島県板野郡北島町中村字宮北裏15番地13
債務者　山田美登里
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４００号
徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前132番地２
債務者　平尾　啓典
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０９号
徳島市八万町夷山264番地の１
債務者　茨木万里子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１９号
徳島県徳島市中島田町４丁目160番地の１
県営住宅中島田団地513号室
債務者　天野惠美子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２０号
徳島市八万町千鳥94番地の１　メゾンパサニアＢ102号室
債務者　中村　隆盛
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１号
徳島県吉野川市鴨島町牛島228番地１
債務者　長江美津子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１１号
長野市上松４丁目30番49号
債務者　髙田美佐子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
佐賀県西松浦郡有田町大野乙2586番地、申立時の住所佐賀県西松浦郡有田町本町乙3007番地16
債務者　今村　忠雄
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１８４号
佐賀県伊万里市二里町大里甲2523番地
債務者　山下　詔昭
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１８５号
佐賀県伊万里市二里町大里甲2523番地
債務者　山下惠美子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２０１号
佐賀県伊万里市新天町711番地２
債務者　信田　　智（旧姓山岸）
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１０２号
宮城県東松島市大曲字堰ノ内南30―17　仮設住宅６－３、住民票上の住所宮城県東松島市大曲字貝田48番地４
債務者　前田　　進
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第５７４号
石川県河北郡津幡町字庄ロ105番地　レオパレスすみよし202号
債務者　後藤　郁雄
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３１０７号
名古屋市昭和区八雲町43番地の３　バローネ八雲103号
債務者　前川　結希
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５３号
三重県亀山市南野町７番９号、前住所三重県亀山市井尻町1759番地４　コーポ井尻西側
債務者　岡本　　学
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５４号
三重県四日市市内堀町37番地２、申立時の住所三重県亀山市井尻町1759番地４　コーポ井尻西側
債務者　岡本麻里子
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５５号
三重県鈴鹿市神戸２丁目２番15号　ダイワ荘５号
債務者　大樹　真男
1　決定年月日時　平成24年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
津地方裁判所破産係